

(亀田清掃リサイクルセンター) 廃棄物処理受入単価表

(令和5年4月1日改正)

廃棄物の種類	受入基準等		具体例		受入単価	
					単位	金額
木くず	建設業、木材製造業等から排出されるものであって、ボルト等異物等が混入、付着してないもの。		家屋解体材・かんなくず・型枠・足場材・家具製造の廃材・パレット等		t	10,000
紙くず	建設業、紙製造業、製本業等から排出されるものであって、異物等が混入、付着してないもの。		ダンボール・障子紙・包装材等		t	18,000
金属くず	異物等が混入、付着してないもの。		鉄骨・鉄筋・鉄くず・アルミくず等		t	8,000
ゴムくず	天然ゴムであって、異物等が混入、付着してないもの。		天然ゴム・生ゴム		t	18,000
繊維くず	建設業、繊維製造業から排出されるものであって、異物等が混入、付着してないもの。		繊維クロス・工事用廃ウエス等		t	18,000
廃プラスチック		異物等が混入、付着してないもの。	軟質/硬質系・スタイロフォーム等断熱材・発泡スチロール・ブルーシート・タイルカーペット・タイベック・養生ボード・FP板等		m ³	6,000
	FRP	異物等が混入、付着してないもの。	浴槽・浄化槽 小型船舶 (ただし、50 c m程度に破砕しているものに限る。)		t	60,000
	漁網	貝、海草等が付着してないものであって、水洗いしてるもの。	漁網・ロープ(鉛付きのものを除く)		t	40,000
	たたみ				枚	1,500
石膏ボード	異物等が混入、付着してないもの。		建物の新築・解体等に伴うもの。		t	50,000
混合廃棄物	A	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類等の混入がないもの。 分別が容易なもの。			t	25,000
		ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類等の混入がないものであって、解体作業等を必要とするなど、分別が困難なもの。	IGサイディング・がい子・シーリングボード・カタログ・温泉がり付塩ビ管		t	30,000
	B	一般家庭から排出されるものを除く。	ソファ	1人用	個	重量+ 3,000
				2人用	個	重量+ 3,000
				3人用	個	重量+ 4,000
			ベットマット	シングル	枚	重量+ 4,000
				セミダブル	枚	重量+ 4,000
				ダブル	枚	重量+ 5,000
	洗淨済みのものに限る。		仮設トイレ		基	30,000
	C	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類が混入しているもの。	50%未満	t	27,000	
50%以上			t	30,000		
D	石膏ボード・木毛板・窯業系サイディングが混入しているもの。	50%未満	t	40,000		
		50%以上	t	50,000		
E	廃プラスチック類・グラスウールが混入しているもの。	50%未満	t	23,000		
		50%以上	m ³	8,000		

(注)

- ※ 本表には消費税は含まれておりません。
- ※ 法令の改定により、価格を変更する場合がございますのでご了承ください。
- ※ 選別以外に他の処理が必要なものは事前に電話等でご相談ください。
- ※ 搬入されるものの性状により、受入をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

※ **ガラス・陶磁器、がれき類、繊維くずの単体は受入出来ません。**

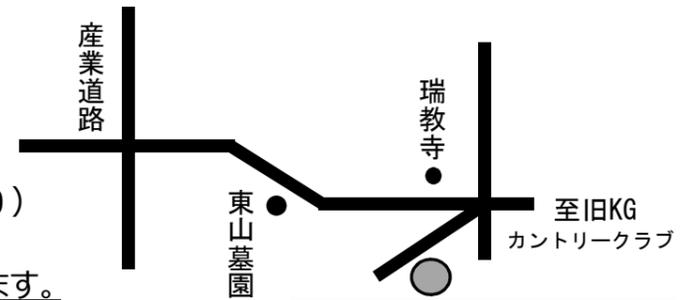
上記以外の廃棄物との混合は、受入れ可能です。

- 営業時間 (平日) 8:30 ~ 17:30 (昼休憩 12:00 ~ 13:00)
- (土曜・祝日) 8:30 ~ 15:00

上記営業時間終了30分前までに搬入されますようご協力願います。

- 休業日 日曜日・その他当社が指定する日

○施設所在地 函館市東山町 1 2 1 番地 2 0
 ○TEL (0 1 3 8) 8 3 - 5 0 6 1
 ○FAX (0 1 3 8) 8 3 - 5 0 6 2



亀田清掃リサイクルセンター